

平成26年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）

				整理番号	4	-	2	-	1
事務事業名	市道整備事業				担当課係	都市整備課			
総合計画上の位置付け	大項目	6. 「街が輝く」			記入担当者				
	中項目	①快適に暮らせる生活基盤の整備			内線等				
	小項目	1. 生活道路網等の整備			E-mail				
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				事業区分	経常事業			
事業予算費目	款	8	土木費		項	3		道路橋梁費	
	目	2	道路橋梁維持費		事業	2		道路補修事業	
開始年度			年度	根拠法令・要綱等		道路法第24条			

■事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 道路通行者及び周辺住民
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 道路の破損箇所等の修繕を行うことにより安全性を確保し、通行者や地域住民の利便性・快適性を図る。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 道路パトロールのほか、道路通行者や道路沿線住民からの要望・連絡によって判明した市道等の破損箇所を補修する。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 自動車等の通行により、舗装道路や砂利道に破損・穴などが生じて、振動の発生や通行に不便が生じる要因になることがあり、通行者や周辺住民からの修繕要望がある。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果
	アスファルト合材使用量		簡易な補修箇所を職員で実施した舗装の原材料の量				
	単位		H25	H26	H27	H28	
t	目標		305	305	150	150	
	実績		78	224			
	達成度		25.6%	73.4%			

活動実績・参考となる指標	指標名	単位		H25	H26	H27	H28	指標の説明
	道路工事の路線数	路線	計画			20		
			実績		19			
			計画					
			実績					
			計画					
			実績					

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

全体コスト（円）	関連事業費	A 直接事業費		25年度決算	26年度決算	27年度決算	26年度予算
		財源内訳	国県支出金	17,116,410	33,305,885	0	33,564,000
		地方債		16,700,000			
		利用者負担					
		一般財源	8,137,410	16,605,885			
	B	人件費 ①×②	637,983	632,636	0		
		職員平均人件費①	6,379,830	6,326,356			
		従事した割合②/人	0.10	0.10			
		A + B	17,754,393	33,938,521	0		
単位コスト	活動指標の説明		アスファルト合材の使用量 77.7 t（密:73.7 細:4）	アスファルト合材の使用量 224 t（密:223.5 細:0.5）	備考		
	活動指標1単位当たりコスト		228,499	151,511	平成25年4月1日現在 人口40,733人		
	市民一人あたりのコスト		436	841	平成26年4月1日現在 人口40,333人		

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 高度成長に構築された道路や橋梁などのインフラ設備の多くは、耐用年数を超えており、全国的に維持管理や更新の方策が大きな課題となっている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 生活道路でもある市道の維持修繕や舗装整備に関しては市民からの要望も多く、安全に、かつ安心して快適に通行できる環境の提供が望まれる。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	市民からの市道補修要望等は恒常的に多数あることから、道路補修事業は市民の暮らしに密着した事業であると判断される。
	<input type="checkbox"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="checkbox"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	道路法第42条に規定されているとおり、認定市道の管理者である市が道路の維持・補修を実施しなければならない。
	<input type="checkbox"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="checkbox"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="checkbox"/> ① 効率的である	技術的に困難な箇所等については、業者に業務委託を行うほか、簡易な修繕については職員が実施するなど、事業の経費削減に努めている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="checkbox"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="checkbox"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	舗装路面の損傷による事故等を防ぐため、道路等の修繕は迅速な対応が必要であり、緊急性が高い。
	<input type="checkbox"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="checkbox"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="checkbox"/> ① 成果が上がっている	市道損傷の修繕等は緊急性を要するため、可能な限り早急な対応を行っており、安心・安全で快適な道路環境を維持していることから、一定の成果は得られている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="checkbox"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="checkbox"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	本市道路のアスファルト舗装の大部分において老朽化が著しく、軽微な修繕だけでは全てを網羅することが困難であり、また同じ箇所を何度も修繕することが増えてきている。今後は経年劣化による大規模な修繕工事が必要と思われる。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	2	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定 評価点 86 1	判定に至った理由 道路の安全性を確保し、通行者や地域住民の利便性・快適性を図るためには、舗装の劣化状況と通行量等を勘案し、道路の全面改修工事と簡易な補修作業とのバランスを調整しながら計画的な補修を進めることが必要であることから、現状のまま継続することと判断する。
		2 現状のまま継続する	60 ~ 79 点		
		3 改善・効率化し継続	50 ~ 59 点		
		4 見直しの上縮小する	40 ~ 49 点		
		5 終期設定し終了	30 ~ 39 点		
		6 休 止	20 ~ 29 点		
		7 廃 止	19 点 以下		

■改善・効率化・見直しの方向性 ※一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

(具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述))

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	2	1 拡 充 す る	判定説明 定期的な点検業務を実施し、常時、道路修繕を行うことにより道路利用者等の安全性が確保され、住民の生活環境改善が図られることから、引き続き事業を継続することが妥当である。
		2 現状のまま継続する	
		3 改善・効率化し継続	
		4 見直しの上縮小する	
		5 終期設定し終了	
		6 休 止	
		7 廃 止	